

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」の一部改正

令和6年11月1日付で、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第326号)が通知された。

一部改正の趣旨

第4期計画（令和6～11年度）の後発医薬品の使用促進に係る目標の見直し

- 後発医薬品の使用促進に関する政府目標の見直しに伴う改正である。
- 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、以下の三つの目標が設定された。

目標	改正後 (令和6年厚生労働省告示第326号)	改正前 (令和5年厚生労働省告示第234号)
(バイオ後続品を含む) 後発医薬品の【数量ベース】 の使用割合	<u>2029(R11)年度末までに 全ての都道府県で80%以上</u>	政府目標(数量シェアを2023(R3)年度末までに全ての都道府県で80%以上とする)を、金額ベース等の観点で踏まえて見直すこととしており、都道府県においては、新たな政府目標を踏まえ、2024(R6)年度に設定することが考えられる。
バイオ後続品の成分数	2029(R11)年度末までに、 バイオシミラーが80%以上を占める 成分数が全体の成分数の60%以上	2029(R11)年度に、バイオ後続品に数量ベースで80%以上置き換わった成分数が、全体の成分数の60%以上に到達しているとする目標を設定することが考えられる。
(バイオ後続品を含む) 後発医薬品の【金額ベース】 の使用割合	<u>2029(R11)年度末までに65%以上</u>	—

佐賀県医療費適正化計画（第4期）の一部改定について

一部改定の概要

○基本方針に示された、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標並びに後発医薬品の使用促進による効果算定方法等に沿って、次のとおり改定する。

<目標の追加> 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、国の基本方針に沿って以下の目標を設定する。

目標項目	現状	目標値（2029）
後発医薬品の使用割合（数量ベース）	84.3%（2021）	84.3%以上の維持
バイオ後続品に数量ベースで80%以上置き換わった成分数	12.5%（2品目） （2021）	全体の成分数の60% 以上
追加 後発医薬品の使用割合（金額ベース）	52.4%（2021）	65.0%

<医療費の見込>

基本方針の標準的な推計方法において見直しが行われた、後発医薬品の使用促進による効果額の推計方法に基づき算定した。

算定の結果、令和11年度の後発医薬品の使用促進の効果額は数量ベース>金額ベースとなったため、現行から変更せず、医療費の見込には数量ベースの使用割合の取組目標を達成した際の効果額を採用。

算定結果 数量ベース：約12億円、金額ベース：約9.5億円

○その他、所要の改定も行う。